

5月は「消費者月間」

～人、社会、地域に配慮を～

県消費生活センターでは、消費生活に関する相談に対し助言やあっせんを行い、消費者被害の防止と解決の支援を行っています。さらに、消費者問題について消費者の理解を深め、トラブルを解決するための情報や消費者被害にあわないための知識を提供するなど、消費者啓発・教育事業をさまざまな形で展開しています。

特に、毎年5月は「消費者月間」と位置付けられ、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業・取り組みが全国で集中的に行われます。

消費者庁では、安心・安全で豊かな消費生活を実現するために、各主体がそれぞれの役割について考え行動するきっかけとなるように、消費者月間の全国統一テーマを定めています。2022年度の全国統一テーマは「考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」です。

2022年4月1日から、成年年齢は18歳になり、「18歳から大人」になります。大人になると、例えば住宅賃貸やクレジットカード等の契約を一人でできるようになると同時に、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなります。できることが増える分、責任も生じることになります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。

また、自分の消費が社会や世界とつながっており、未来や他者のための行動が最終的により良い社会の形成につながります。

これを踏まえ、「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動から転換し、人や社会、地域などにも配慮した「自分で考える消費者」になることが必要です。そこで、このようなことについて、周囲の大人も含め、改めて考えるとともに、自分事として捉え、実践につなげるきっかけとなるよう、この統一テーマが掲げられました。

県消費生活センターでは、「消費者月間」の催しとして、県金融広報委員会との共催で「消費者フォーラム in 奈良」を5月21日に奈良市の学園前ホールで開催します。講師に、読売テレビ放送報道局解説委員長の高岡達之氏を迎え、「ニュースの裏側から見るコロナ後の日本経済と消費者の暮らし」をテーマとした講演を予定しています。

また、消費者啓発イベント「消費生活フェスタ2022」を5月14日午後0時30分～午後4時に、イオンモール高の原（京都府木津川市）で、京都府相楽郡広域事務組合の相楽消費生活センターと共催します。詳細は、県消費生活センターホームページをご覧ください。

県消費生活センターでは、消費者啓発と教育の推進を目的に、県内の学校・団体・一般消費者グループ等のご要望に応じて、消費生活相談員などが講師となり、講座を行っています。

2022年度の統一テーマとなっている「成年年齢引き下げ」については、中学生・高校生・大学生などへの啓発・教育を重点的に行っています。

なお21年度には、県内の22校で計77回の消費生活講座を実施し、計2418人が受講しました。

また、若者に対し、消費者トラブルへの注意を呼び掛ける啓発情報誌を、奈良女子大学や奈良教育大の学生とともに作成しています。

講師の派遣や情報誌の提供は無料となっておりますので、お気軽にお問合せください。詳細は、県消費

生活センターのホームページでもご案内しています。

筆者ひとこと

消費生活センターでは、消費生活に関するご相談を、来所または電話で受け付けています。全国共通の「消費者ホットライン188（いやや）」（ナビダイヤル）にかけると、居住地の相談窓口につながります（相談は無料ですが、通話料が発生します）。
(県消費生活センター)

■県の消費者相談窓口

□県消費生活センター

奈良市三条本町8の1、シルキア奈良2階（JR奈良駅前）

電話0742（32）0931

相談時間は平日の午前9時～午後4時30分

□同センター中南和相談所

大和高田市片塩町12の5

大和高田市市民交流センターコスモスプラザ3階

電話0745（22）0931

相談時間は平日の午前9時～午後4時30分

■県の消費者啓発・教育に関する問い合わせ窓口

県消費生活センター、電話0742（32）0621

問い合わせ時間は午前9時～午後5時

■県消費生活センターのホームページ

<https://www3.pref.nara.jp/syohiseikatsucenter/>

